

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊野市

## 2 構造改革特別区域の名称

熊野市どぶろく・果実酒・リキュール特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

熊野市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置・面積

三重県南部に位置する熊野市は、平成17年11月1日に旧熊野市と旧紀和町が合併して誕生し、面積は373.63km<sup>2</sup>を有する。市の北西部は、急峻な山々が縦横に連なり、奈良県及び尾鷲市に接し、東南部は熊野灘、南西部は和歌山県、奈良県と接している。

### (2) 地勢

熊野灘に面した海岸部は、北がリアス式海岸、南が熊野川河口まで20km余にわたって続く砂礫海岸（七里御浜）となっている。

また、奈良、和歌山県境を流れる熊野川、北山川の支流域で形成される山間部は、流域に点在する居住域の外は大部分が山林となっている。

### (3) 気候

紀伊半島南東斜面に位置し、海岸に急峻な山が迫っていることから、多雨地帯として知られ、年間降水量は約3,000mmである。平均気温は海岸部で17℃前後だが、山間部においては3℃から4℃低く、冬期間においては積雪もしばしば観測される。

### (4) 人口・世帯の動向

平成22年度国勢調査における人口は19,662人、世帯数は9,008世帯であるが、平成17年度国勢調査と比べて、人口では1,568人、世帯では404世帯の減少となっている。

人口の高齢化率（65歳以上）は、平成22年度国勢調査で36.88%であり、平成17年度国勢調査の33.22%に比べて極めて高くなっている。

また、15歳未満の年少人口が占める割合が、平成17年度国勢調査においては11.52%であったのに対し、平成22年度国勢調査では10.57%に減少するなど、少子高齢化が著しく進行している。

### (5) 産業の状況

平成22年度国勢調査によると、15歳から64歳までの生産者人口は10,332人であり、就業者は8,015人となっている。そのうち、第一次産業従事者は685人、第二次産業従事者は1,448人、第三次産業従事者は5,824人で、かつては主要産業であった第一次産業従事者の占める割合が全体の8.55%と少なく、第一次産業における後継者不足が顕著となっている。

平成21年度の市内総生産額は、64,573百万円で、三重県全体7,155,303百万円の0.90%でしかなく、その内訳は農林水産業が2,285百万円、製造業が2,672百万円であり、新たな産業の創出による地域の活性化が急務となっている。

### (6) 主な産業

農業では、柑橘類の栽培が盛んで、中でもマルチ栽培温州みかんやその加工品である100%生ジュースなどが市場の評価を得ている。

林業においては、杉・檜を中心とした素材生産や、それを加工する製材業が盛んであり、一部事業者においては特殊な加工を施した製品を生産するなど、熊野産材の高付加価値化に努めている。

水産業においては、県内有数の漁場を持ち、サンマやカツオ漁など近海漁業が盛んで、併せて真鯛等の養殖漁業も行われてきた。近年では、マグロの養殖にも取り組むなど、新たな挑戦も始まっている。

また、熊野市の大きな産業となりつつあるのが観光業であり、平成26年7月に世界遺産登録10周年となる熊野古道と近年のアウトドアブームの効果により、熊野市をはじめとする東紀州地域には、熊野古道（伊勢道）を目的とした観光客が年間25万人以上訪れるようになった。

他に、熊野地域は、訪れる人を癒す豊かな自然が豊富で、海山には数多くの名勝と手付かずの自然が残されている。海岸部には鬼ヶ城、獅子岩、楯ヶ崎等、山間部には瀬崎、大丹倉、布引滝等の名勝があるほか、丸山千枚田などの先人から引き継いだ人の営みによる遺産も守り続けられている。

### (7) 交通

鉄道は、JR紀勢本線が名古屋と結んでいる。主要道路は、市を南北に走る国道42号に関西方面から国道309号が接続し、これに海岸部、山間部への国道311号及び主要県道が交差している。

また、今年度、高速道路の延長である高規格道路「熊野尾鷲道路」が熊野市まで開通し、国道42号線に代わる交通体系の強化による地域経済の活性化が期待されている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、近年の少子高齢化と過疎化の進行により基幹産業である第一次産業従事者が減少しており、中山間地域における限界集落の発生や農地、山林の荒廃が進んだことによる自然環境の悪化など、地域活力に深刻な影響を及ぼしている。

こうした現状を開拓するため、農業者によるレストランや民宿等の営業という新しい取り組みの中で、「どぶろく」を新たな特産品として活用すると同時に、本市の地域特産物を原料とする果実酒・リキュールを製造・提供することで、農業の振興や雇用の確保を図る。

また、熊野古道効果による当市の認知度の向上と、田舎体験に対する関心の高まりやアウトドアブームを十分に活用するため、観光客の受け皿である農家民宿や農園レストランでの「どぶろく」の提供、お土産物としての地域特産物を原料とした果実酒・リキュールの販売により新たな集客を促し、交流人口の拡大に取り組む。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 観光客の増加

本市の観光は、伊勢志摩と那智勝浦、南紀白浜という大規模な観光地に挟まれた通過型であり、本市を訪れる観光客の滞在時間は短く、その経済効果は大きいものではなかった。

また、熊野古道（伊勢道）などの歴史に裏付けられた多くの観光資源が市内各地に点在することから、本市の観光資源を十分に見てまわるには、観光客の滞在時間を延ばすことが課題である。

そこで、本計画を着実に実施し、「どぶろく」という新しい地域資源と本市が品種登録した香酸柑橘「新姫」等の地域特産物を原料とした果実酒・リキュールを活用することで、農家民宿や農園レストランなどの起業や観光客をターゲットとしたビジネス展開の気運の醸成を図る。

### (2) 市内全域への波及

農家民宿や農園レストランや地域特産物を原料とした果実酒・リキュールの製造・販売により、新たな熊野の魅力を創出する。また、熊野古道を中心とした自然・歴史遺産や田舎体験などの従来からの地域資源との一体化を図ることで、その効果を市内全域に波及させ、集客交流事業の活性化につなげる。さらに、農業分野での新たな需要を掘り起こすことで、農家の経営を安定化させるとともに、新規就農者の確保につなげるなど、農業の振興を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

特区計画の実施により、本市が現在進めているグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の田舎体験を核とした集客交流事業に新たなメニューが付加されることで、世界遺産である熊野古道周辺だけではなく、自然豊かな中山間地域への誘客効果が高まる。

また、熊野古道への観光客は自然派志向の観光客が多く、「どぶろく」や「地域特産物を原料とした果実酒・リキュール」を活用し、グリーンツーリズムなどの田舎体験への興味を

掘り起こすことで、滞在型観光への誘客が進み、地元食材の利用拡大や地産地消の推進が図られる。

#### (1) 観光客数

熊野古道の世界遺産登録後、増加の傾向が見られたものの、一時の熱狂的なブームが去るにつれ、観光客数は横ばいとなっている。

しかし、平成23年9月の台風12号以降は、風評被害の影響などもあり減少傾向にある。本市が台風から復興したというアピールのためにも、「どぶろく」や「地域特産物を原料とした果実酒・リキュール」などの新たな地域資源を活かし、観光客の増加につなげる。

(単位：千人)

平成24年度実績	平成29年度目標
1, 185	2, 000

#### (2) グリーンツーリズム・ブルーツーリズム体験者数

旅行形態の変化において、グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の田舎体験のニーズが高まっており、徐々にではあるが参加者を増やしている。今後、更にその数を増やすため、農家民宿などで提供する「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」の果たす役割は大きく、田舎体験への興味を促すきっかけとして期待される。

(単位：人)

平成24年度実績	平成29年度目標
3, 367	5, 000

#### (3) 農家民宿や農園レストランによる特定酒類の製造件数

農家の「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」製造により、農家民宿や農園レストランの交流事業が促進される。

また、生産から製造・提供までを自らが実施する新しい農業経営への新規参入が進めば、農家の安定した収入の確保につながる。

(単位：件)

平成24年度実績	平成29年度目標
1	5

#### (4) 地域特産物を原料とした果実酒・リキュールの製造件数

農家だけでなく市内の意欲的な事業者による「地域特産物の果実酒・リキュール」の製造という地域資源を活かした取り組みで観光客をターゲットとした新しいビジネス展開が促進される。

(単位：件)

平成24年度実績	平成29年度目標
0	2

(5) その他関連特産品への波及効果

熊野市の特産品である「さんま丸干し」や「さんま寿司」は、メディアへの掲載が多くなるにつれ知名度が上がり、熊野ブランドの特産品として世間に知られるところとなった。また、新たな特産品として「熊野地鶏」や「さんま魚醤」などの生産体制が確立されてきている。これらの従来からの特産品と「どぶろく」や「地域特産物の果実酒・リキュール」を合わせた「食」のセット商品を企画し、熊野を訪れる観光客等に対し多種多様な「食」のメニューを提供することで、地元食材の利用拡大と地産地消の推進につなげる。

**8 特定事業の名称**

- 707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業  
709（710） 特産酒類の製造事業

(別 紙)

**1 特定事業の名称**

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造免許

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農園レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの、又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの、又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造しようとする者。

**3 当該規制の特例措置の適用開始の日**

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

**4 特定事業の内容**

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けたもの

(2) 事業が行われる区域

熊野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類を製造する。

**5 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストランを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

当該特例措置の適用により、新たな特産品として期待される「どぶろく」や「特産柑橘の果実酒」の製造が進むことは、地域農産物の利用拡大や雇用の場の創出だけでなく、都市部との交流人口の増加にとって不可欠である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別 紙)

**1 特定事業の名称**

709 (710) 特産酒類の製造事業

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（梅、新姫、シマサルナシ、温州みかん、デコポン、はるみ、ポンカン、きよみ、夏みかん、せとか、ブルーベリー、レモン、マイヤーレモン、柚子、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料とした果実酒又は地域の特産物である農産物（梅、新姫、シマサルナシ、温州みかん、デコポン、はるみ、ポンカン、きよみ、夏みかん、せとか、ブルーベリー、ニンニク、トマト、たかな、しうが、ほうれん草、さつま芋、ハバネロ、ブートジョロキア、人参、レンコン、オクラ、レモン、マイヤーレモン、柚子、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

**3 当該規制の特例措置の適用開始の日**

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

**4 特定事業の内容**

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けたもの

(2) 事業が行われる区域

熊野市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒、又はリキュール特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒、又はリキュールを製造する。

**5 当該規制の特例措置の内容**

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である農産物（梅、新姫、シマサルナシ、温州みかん、デコポン、はるみ、ポンカン、きよみ、夏みかん、せとか、ブルーベリー、レモン、マイヤーレモン、柚子、又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料とした果実酒、又は地域の特産物である農産物（梅、新姫、シマサルナシ、温州みかん、デコポン、はるみ、ポンカン、きよみ、夏みかん、せとか、ブルーベリー、ニンニク、トマト、たかな、しうが、ほうれん草、さつま芋、ハバネロ、ブートジョロキア、人参、レンコン、オクラ、レモン、マイヤーレモン、柚子、

又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。) を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、酒類製造免許を受けることが可能になる。

当該特例措置の適用により、小規模な事業者も果実酒やリキュールを通じ地域資源を活用し、観光客をターゲットとした新しいビジネス展開を図ることができ、観光客の増加を経済効果につなげることができる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。